



防地地（防）第135号
令和2年3月25日

鹿児島県西之表市長
八板 俊輔 殿

防衛大臣 河野 太郎



馬毛島に関する抗議について（回答）

抗議文（令和2年2月20日）により申出がなされた標記について、別紙の
とおり回答します。

添付書類：別紙

【経緯及び今後の対応について】

平成31年3月、防衛省は、馬毛島における施設整備に関する検討業務を行うための契約（以下「検討業務契約」という。）を締結しました。

この検討業務契約は、施設整備に関する「調査」、施設の配置案の作成等を行う「基本検討」及び工事の実施に必要な図面の作成等を行う「詳細検討」から構成されており、この「詳細検討」の中にいわゆる「設計」が含まれているものです。

また、回答日現在において、検討業務契約の履行期間は、令和2年3月31日までとなっていますが、作業の進捗状況については、「調査」及び「基本検討」を行っているところであり、「詳細検討」には未だ着手していない状況です。

昨年来の貴市に対する説明において、「詳細検討」の内容を明らかにしてこなかったことは事実です。これは、「詳細検討」に着手する前に、「基本検討」に基づく施設の配置案等を貴市に説明する機会があると考え、そのような機会において「詳細検討」の内容に然るべく言及すべきものと考えていたという事情もあります。しかしながら、地元の皆様の馬毛島における施設整備に対する御関心を踏まえれば、検討業務契約の全体像について、当初からの説明に含めておくことがより望ましかったものと考えています。

以上の経緯と今般の貴市の抗議文を踏まえ、検討業務契約を変更し、次のような措置をとることとします。

- (1) 現在実施中の「調査」及び「基本検討」については、貴市の御質問に回答するためにも必須であり、それらの成果物の納入を確実にするため、令和2年4月1日以降も関連業務を継続できるように措置します。
- (2) 未着手の「詳細検討」については、検討業務契約から除外することとし、今後、これを実施する場合には、改めて地元の皆様に御説明できるように措置します。

防衛省としましては、今般の反省を踏まえ、今後、より一層丁寧な御説明に努めて参る所存です。

【予算の流用について】

検討業務契約に係る経費については、馬毛島における施設整備に向けた取組を加速化するため、財政法（昭和22年法律第34号）第33条第2項（※）に規定する経費の流用により、財源の確保を行いました。

また、これまで、馬毛島における施設整備のために必要となった経費については、「在日米軍等駐留関連諸費」（予算上の「項」の区分に該当）から措置していますところ、これは、馬毛島が平成23年から米軍の空母艦載機着陸訓練の恒久的な施設の候補地とされていることを踏まえています。

※財政法（抄）

第33条（略）

○2 各省各庁の長は、各目の経費の金額については、財務大臣の承認を経なければ、目の間において、彼此流用することができない。

○3・4（略）